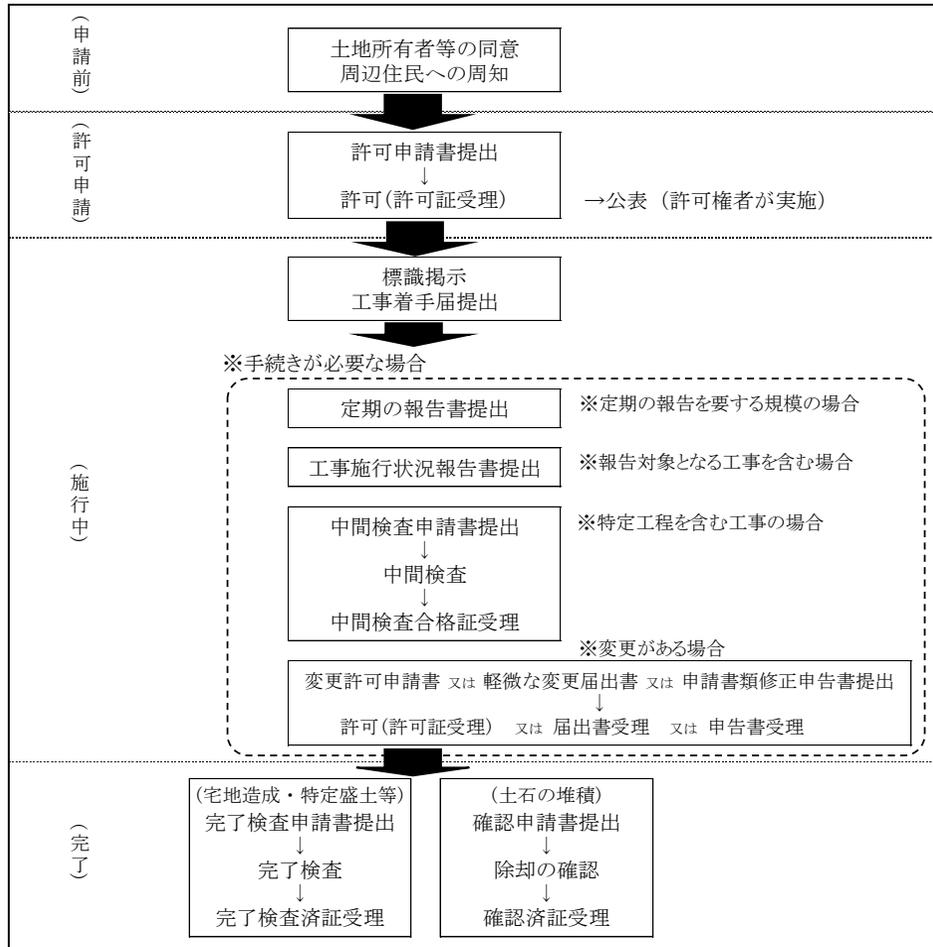


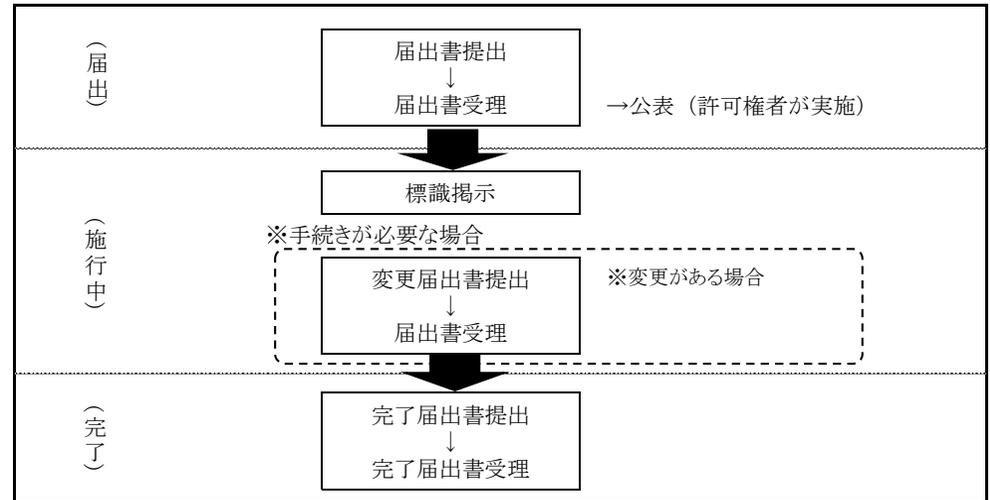
4 申請・届出手続きについて

4-1 手続きの流れ

許可申請の場合



許可規模未満の届出の場合



書類の提出先と提出部数

- ①岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市の区域 →各市の窓口へ提出
 - 許可申請、変更許可申請、許可規模未満の届出、許可規模未満の届出の変更の届出
・・・市用、申請者用の2部
 - その他の申請、届出
・・・市用の1部
- ②上記以外の区域 →所在市町村の窓口へ提出(市町村を經由して県へ提出)
 - 許可申請、変更許可申請、許可規模未満の届出、許可規模未満の届出の変更の届出
・・・県用、市町村用、申請者用の3部
 - その他の申請、届出
・・・県用、市町村用の2部

4-2 許可申請・許可規模未満届出の手続き①

許可申請・届出書類一覧

【宅地造成又は特定盛土等に関する工事】

○許可申請（協議） ○許可規模未満の届出

| 番号 | 申請・届出図書 | 書類の要否 | |
|---------------------------------------|------------------------------------|-------|----|
| | | 申請 | 届出 |
| 1 許可申請書等関係書類 | (1) 許可申請書（国・県等の場合は協議書） | ● | — |
| | 届出書 | — | ● |
| | (2) 目録 | ○ | ○ |
| | (3) 手続の要否の判定フロー | ● | ● |
| | (4) 委任状 ※ | ○ | ○ |
| | (5) 設計者の資格に関する申告書 ※ | ● | — |
| | 設計者の資格を証する書類 | ● | — |
| | (6) 申請地及びその付近の写真 | ○ | ○ |
| | 工事主確認書類 | ○ | ○ |
| | (7) 個人の場合：氏名及び住所を証する書類 | ○ | ○ |
| | 法人の場合：登記事項証明書、役員の氏名及び住所を証する書類 | ○ | ○ |
| | (8) 資金計画書 | ● | — |
| | 残高証明書 ※、融資証明書 ※ | ○ | — |
| | (9) 工事主の資力及び信用に関する申告書 | ● | — |
| | 個人の場合：納税証明書 | ● | — |
| | 法人の場合：財務諸表、納税証明書、許可等の写し ※ | ● | — |
| | (10) 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書 | ● | — |
| | (11) 暴力団等に該当しない旨の誓約書 | ● | — |
| (12) 工事施行者の能力に関する申告書 | ● | — | |
| 法人の場合：登記事項証明書、建設業の許可通知書等の写し ※ | ● | — | |
| (13) 工事区域内の土地の地図証明書（公図の写し） | ○ | — | |
| (14) 宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の権利者の一覧表 | ● | — | |
| 工事区域内の土地の登記事項証明書 | ● | — | |
| (15) 宅地造成等行為施行等の同意書 | ● | — | |
| 印鑑証明書 | ● | — | |
| (16) 排水端末の接続許可を証する書類 ※ | ○ | — | |
| (17) 周知状況報告書 | ● | — | |
| 周知方法に応じた資料 | ● | — | |
| (18) 工事工程表 ※ | ○ | — | |
| 2 設計図書等関係書類 | (1) 位置図 | ○ | ○ |
| | (2) 地形図 | ○ | ○ |
| | (3) 丈量図 | ○ | ○ |
| | (4) 土地の平面図 | ○ | ○ |
| | (5) 土地の断面図 | ○ | ○ |
| | (6) 排水施設の平面図 ※ | ○ | ○ |
| | (7) 排水施設の構造図 ※ | ○ | ○ |
| | (8) 崖の断面図 ※ | ○ | ○ |
| | (9) 擁壁の断面図 ※ | ○ | ○ |
| | (10) 擁壁の背面図 ※ | ○ | ○ |
| | (11) 崖面崩壊防止施設の断面図 ※ | ○ | ○ |
| | (12) 崖面崩壊防止施設の背面図 ※ | ○ | ○ |
| | (13) 擁壁の構造計算書 ※ | ○ | — |
| | (14) 土質試験その他の調査、試験に基づく地盤の安定計算書 ※ | ○ | — |
| | (15) 排水の流量計算書及び流量計算表 ※ | ○ | — |
| 3 その他 | その他知事（市長）が必要と認める書類 ※ | ○ | ○ |

国・県等による協議の場合は、1 許可申請書類等関係書類の(7)(8)(9)(10)(11)の書類は不要

【土石の堆積に関する工事】

○許可申請（協議） ○許可規模未満の届出

| 番号 | 申請・届出図書 | 書類の要否 | | |
|---------------------------------------|-----------------------------------|----------------------|----|---|
| | | 申請 | 届出 | |
| 1 許可申請書等関係書類 | (1) 許可申請書（国・県等の場合は協議書） | ● | — | |
| | 届出書 | — | ● | |
| | (2) 目録 | ○ | ○ | |
| | (3) 手続の要否の判定フロー | ● | ● | |
| | (4) 委任状 ※ | ○ | ○ | |
| | (5) 申請地及びその付近の写真 | ○ | ○ | |
| | (6) 工事主確認書類 | ○ | ○ | |
| | 個人の場合：氏名及び住所を証する書類 | ○ | ○ | |
| | 法人の場合：登記事項証明書、役員の氏名及び住所を証する書類 | ○ | ○ | |
| | (7) 資金計画書 | ● | — | |
| | 残高証明書 ※、融資証明書 ※ | ○ | — | |
| | (8) 工事主の資力及び信用に関する申告書 | ● | — | |
| | 個人の場合：納税証明書 | ● | — | |
| | 法人の場合：財務諸表、納税証明書、許可等の写し ※ | ● | — | |
| | (9) 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書 | ● | — | |
| | (10) 暴力団等に該当しない旨の誓約書 | ● | — | |
| | (11) 工事施行者の能力に関する申告書 | ● | — | |
| | 法人の場合：登記事項証明書、建設業の許可通知書等の写し ※ | ● | — | |
| (12) 工事区域内の土地の地図証明書（公図の写し） | ○ | — | | |
| (13) 宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の権利者の一覧表 | ● | — | | |
| 工事区域内の土地の登記事項証明書 | ● | — | | |
| (14) 宅地造成等行為施行等の同意書 | ● | — | | |
| 印鑑証明書 | ● | — | | |
| (15) 周知状況報告書 | ● | — | | |
| 周知方法に応じた資料 | ● | — | | |
| (16) 工事工程表 ※ | ○ | — | | |
| 2 設計図書等関係書類 | (1) 位置図 | ○ | ○ | |
| | (2) 地形図 | ○ | ○ | |
| | (3) 丈量図 | ○ | ○ | |
| | (4) 土地の平面図 | ○ | ○ | |
| | (5) 土地の断面図 | ○ | ○ | |
| | (6) 土石の崩壊防止措置の設計書等 ※ | ○ | — | |
| | 構台等の設計書 | ○ | — | |
| | 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 | ○ | — | |
| | 堆積箇所及び空地確保に関する計画 | ○ | — | |
| | (7) 土砂流出防止措置の設計書等 ※ | ○ | — | |
| | 鋼矢板の設計書 | ○ | — | |
| | 土石の浸透防止措置に関する計画 | ○ | — | |
| | 土石の傾斜部の安定化に関する計画 | ○ | — | |
| | 3 その他 | その他知事（市長）が必要と認める書類 ※ | ○ | ○ |

国・県等による協議の場合は、1 許可申請書類等関係書類の(6)(7)(8)(9)(10)の書類は不要

● 提出先（県又は市）の指定用紙を使用

○ 任意用紙を使用

※ 手引きの作成要領を確認し、該当する場合は添付

また、その他の書類は、作成要領に記載のないもので添付を求められた書類についても添付

4-3 許可申請・許可規模未届出の手続き②

許可申請様式

宅地造成又は特定盛土等

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項 第30条第1項 の規定により、
 許可を申請します。
 ○○年○月○日
 岡山県知事(○○市長) 殿
 申請者 氏名 ○○○○

※ 手数料欄
 正本に、手数料(納付済証(シールラベル))を貼付

1 工事主住所氏名(法人役員住所氏名) ○○県○○市○○丁目○○ 株式会社○○ ○○ ○○
 (○○県○○市○○丁目○○ 代表取締役 ○○ ○○)

2 設計者住所氏名 △△県△△市△△丁目△△ 株式会社△△ △△ △△

3 工事施行者住所氏名 ○○県○○市○○丁目○○ 株式会社○○ ○○ ○○

4 土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度) ○○県○○市○○丁目○○番1、○○番2の一部
 (緯度:○○度○○分○○秒、経度:○○度○○分○○秒)

5 土地の面積 1,234.00 平方メートル

6 工事着手前の土地利用状況 農地

7 工事完了後の土地利用 宅地(住宅建築あり)

8 盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土

9 土地の地形 溪流等への該当有(無)

イ 盛土又は切土の高さ 1.40メートル
 ロ 盛土又は切土をする土地の面積 手数料額対象面積 1,234.00 平方メートル

ハ 盛土又は切土の土量 盛土 1,400.0 立法メートル
 切土 10.0 立法メートル

ニ 擁壁 別紙1のとおり
 義務設置擁壁又は高さ2mを超える任意設置擁壁を記載

ホ 崖面崩壊防止施設 該当なし

ヘ 排水施設
 番号 種類 高さ 延長
 1 U字側溝 3センチメートル 160メートル
 2 集水樹 3センチメートル 3箇所
 3 雨水樹 3センチメートル 3箇所

ト 崖面の保護の方法 コンクリート造の擁壁で保護

チ 崖面以外の地表面の保護の方法 崖とは反対方向に排水勾配を設定

リ 工事中の危害防止のための措置 ・工事区域内にバリケードを設置
 ・工事車両についてガードマン配置

ヌ その他の措置 なし

ル 工事着手予定年月日 ○○年○月○○日

ロ 工事完了予定年月日 ○○年○月○○日

ワ 工程の概要 別紙2のとおり

11 その他必要な事項 ○○法○条の許可を取得済み

※受付欄 ※決裁欄 ※許可に当たって付した条件 ※許可番号欄
 年月日 年月日
 第号 第号
 係員氏名 係員氏名

土石の堆積

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項 第30条第1項 の規定により、
 許可を申請します。
 ○○年○月○日
 岡山県知事(○○市長) 殿
 申請者 氏名 ○○○○

※ 手数料欄
 正本に、手数料(納付済証(シールラベル))を貼付

1 工事主住所氏名(法人役員住所氏名) ○○県○○市○○丁目○○ 株式会社○○ ○○ ○○
 (○○県○○市○○丁目○○ 代表取締役 ○○ ○○)

2 設計者住所氏名 △△県△△市△△丁目△△ 株式会社△△ △△ △△

3 工事施行者住所氏名 ○○県○○市○○丁目○○ 株式会社○○ ○○ ○○

4 土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度) ○○県○○市○○丁目○○番1、○○番2の一部
 (緯度:○○度○○分○○秒、経度:○○度○○分○○秒)

5 土地の面積 8,000.00 平方メートル

6 工事の目的 ストックヤード

イ 土石の堆積の最大堆積高さ 4.00メートル
 ロ 土石の堆積を行う土地の面積 手数料額対象面積 4,000.00 平方メートル
 ハ 土石の堆積の最大堆積土量 6,000.0 立方メートル

ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配 1/20

ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置
 土地の平面図と対照できるようにすること

ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置

7 工事の概要
 ト 空地の設置
 番号 空地の幅
 1 5.00メートル
 2 4.00メートル

チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置 素掘り側溝・浸透枡

リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置

ヌ その他の措置
 ・敷地境界に仮囲い(安全鋼板)を設置
 ・土石の受け入れ時に土質基準等を確認

ル 許可の日から1ヵ月以内
 ワ 工事着手予定年月日
 ロ 工事完了予定年月日 許可の日から5年

カ 工程の概要 仮囲い・排水措置完了後、土石を堆積

8 その他必要な事項
 ※受付欄 ※決裁欄 ※許可に当たって付した条件 ※許可番号欄
 年月日 年月日
 第号 第号
 係員氏名 係員氏名

(その他必要な事項)
 土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況記入

4-4 許可申請・許可規模未満届出の手続き③

許可規模未満の届出様式

宅地造成又は特定盛土等

様式第十九

| 特定盛土等に関する工事の届出書 | | | | |
|---|---------------------------|---------------------------|-------------------------|--------------------|
| 年 月 日 | | | | |
| 殿 | | | | |
| 届出者 住所 氏名 | | | | |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。 | | | | |
| 記 | | | | |
| 1 | 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) | () | | |
| 2 | 設計者住所氏名 | | | |
| 3 | 工事施行者住所氏名 | | | |
| 4 | 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) | (緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒) | | |
| 5 | 土地の面積 | 平方メートル | | |
| 6 | 工事着手前の土地利用状況 | | | |
| 7 | 工事完了後の土地利用 | | | |
| 8 | 盛土のタイプ | 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土 | | |
| 9 | 土地の地形 | 溪流等への該当 有・無 | | |
| 10 | イ 盛土又は切土の高さ | メートル | | |
| | | ロ 盛土又は切土をする土地の面積 | 平方メートル | |
| | ハ 盛土又は切土の土量 | 盛土 | 立法メートル | |
| | | 切土 | 立法メートル | |
| | ニ 擁 壁 | 番号 | 構造 | 高さ 延長 メートル メートル |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | ホ 崖面崩壊防止施設 | 番号 | 種類 | 高さ 延長 メートル メートル |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| ヘ 排水施設 | 番号 | 種類 | 内法寸法 延長 センチメートル メートル | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※記入方法は許可申請に準じる

| | | |
|----|----------------|-------|
| ト | 崖面の保護の方法 | |
| チ | 崖面以外の地表面の保護の方法 | |
| リ | 工事中の危害防止のための措置 | |
| ヌ | その他の措置 | |
| ル | 工事着手予定年月日 | 年 月 日 |
| ヲ | 工事完了予定年月日 | 年 月 日 |
| ワ | 工程の概要 | |
| 11 | その他必要な事項 | |

土石の堆積

様式第二十

| 土石の堆積に関する工事の届出書 | | | |
|---|---------------------------|--------------------------------------|-----------------|
| 年 月 日 | | | |
| 殿 | | | |
| 届出者 住所 氏名 | | | |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。 | | | |
| 記 | | | |
| 1 | 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) | () | |
| 2 | 設計者住所氏名 | | |
| 3 | 工事施行者住所氏名 | | |
| 4 | 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) | (緯度: 度 分 秒 経度: 度 分 秒) | |
| 5 | 土地の面積 | 平方メートル | |
| 6 | 工事の目的 | | |
| 7 | イ | 土石の堆積の最大堆積高さ | メートル |
| | ロ | 土石の堆積を行う土地の面積 | 平方メートル |
| | ハ | 土石の堆積の最大堆積土量 | 立方メートル |
| | ニ | 土石の堆積を行う土地の最大勾配 | |
| | ホ | 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置 | |
| | ヘ | 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置 | |
| | ト | 空地の設置 | 番号 空地の幅 メートル |
| | チ | 雨水その他の地表水を有効に排除する措置 | |
| | リ | 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置 | |
| | ヌ | 工事中の危害防止のための措置 | |
| ル | その他の措置 | | |
| ヲ | 工事着手予定年月日 | 年 月 日 | |
| ヅ | 工事完了予定年月日 | 年 月 日 | |
| カ | 工程の概要 | | |
| 8 | その他必要な事項 | | |

4-5 許可申請の変更手続き

変更許可

許可を受けた工事の計画の変更を行う場合は、変更後の工事に着手する前に変更許可を受ける必要があります。土石の堆積の期間は5年以内とされていますが、ストックヤード業などやむを得ず許可した期間を超えて土石の堆積を継続することが適当である場合には、変更許可を受ける必要があります。

軽微な変更

変更内容が軽微な変更にあたる場合は、軽微な変更届出書を提出してください。
一般承継（相続や法人の合併等による承継）は、軽微な変更となりますが、特定承継は、新規に許可を受ける必要があります。

その他の変更（申請書類修正申告書）

変更許可及び軽微な変更にあたらぬ変更が生じた場合は、申請書類修正申告書を提出してください。
変更許可等への該当や提出時期について、事前に各許可権者と協議した上で、提出してください。

| 区分 | 対象 | 提出書類 |
|----------------------|---|---|
| ①変更許可 | <ul style="list-style-type: none">• 工事の計画の変更• 設計者又は工事施行者の変更（別の者への変更） | <ul style="list-style-type: none">• 変更許可申請書 （国・県等の場合は変更協議書）• 工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類• 内容を変更する事項の新旧を対照した書類 |
| ②軽微な変更 | <ul style="list-style-type: none">• 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更• 工事の着手予定日又は工事の完了予定日の変更 （土石の堆積の場合は、工事予定期間が短くなるものに限る） | <ul style="list-style-type: none">• 軽微な変更届出書• 承継原因を証する書類 （一般承継の場合） |
| ③その他の変更 （申請書類の修正） | <ul style="list-style-type: none">• 工事の計画の変更及び軽微な変更にあたらぬ変更 (1)機能の変わらない排水施設の変更 (2)見え高が1 m以下の擁壁(土留構造物)の形状・構造等の変更 (3)その他工事の計画の変更にあたらない申請書類の修正 | <ul style="list-style-type: none">• 申請書類修正申告書• 申請から内容を修正する書類 |

4-6 許可を受けた工事における工事写真①

許可を受けた工事において、完了検査申請書等に添付する工事写真は、表1の撮影時期ごとに撮影してください。

表1 工事写真の撮影時期

| 撮影時期 | | 撮影内容 | 撮影箇所 |
|-----------|---|--|--|
| 工事着手前 | | 工事着手前の現況 | 全景及び原地盤等の状況(※) |
| 工事施行中 | 特定盛土等 宅地造成又は 盛土等 | 1 擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。第三号において同じ。）の基礎の床掘り及び型枠の組立てが完了したとき。 | 寸法、形状及び位置 |
| | | 2 鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋が完了したとき。 | 寸法及び位置 |
| | | 3 擁壁等の高さが、計画高の二分の一の工程に達したとき。 | 壁体の厚さ又は組積材裏込栗石の厚さ及び擁壁の背面に透水層を設けた場合は、透水層の厚さ |
| | | 4 排水施設のうち、地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了し、土砂の埋め戻し直前となったとき。 | 形状及び位置 |
| | | 5 その他施工段階で工事完了後外部から確認できなくなる箇所。 | 寸法、形状、位置等 |
| 土石の 堆積 | 1 堆積した土石の崩壊を防止するための措置（鋼板等の設置）が完了したとき。 | 寸法、形状及び位置 | |
| | 2 土石の堆積に伴う土砂の流出を防止する措置（鋼矢板等の設置）が完了したとき。 | 寸法、形状及び位置 | |
| 工事完了時 | | 工事完了時の状況 | 全景 及び 表4 工事完了時の撮影箇所 |

(※) 工事着手前における原地盤等の状況の写真は、軟弱地盤、傾斜地盤、山地・森林の場合が有する複雑性・脆弱性が懸念される地盤がある場合は、その状況を撮影し、溪流・集水地形等において、流水、湧水及び地下水の流入、遮断が懸念される場合は、その状況及び周辺地盤の状況を撮影してください。

写真撮影にあたっての注意事項

- ① 構造物の寸法測定写真撮影の時は、すべてスタッフ・ポール等の測定器具をあて、構造物等の寸法を明確に読みとることができるようにするとともに、局部的な断面寸法とならぬ様に注意して延長20m毎に位置表示して、断面等の測定を撮影してください。また、水平定規と垂直定規は、止金具等にて直角を保ち撮影するよう心掛けてください。
- ② 完了後に確認できないものについては、撮影時期を失しないように注意してください。
- ③ 擁壁高等、構造物の高さ等が変化する場合、変化点ごとにそれぞれ撮影してください。
- ④ 鉄筋は、組み立て完了時に配筋のピッチと本数及び径が明確になるように撮影してください。
- ⑤ 盛土は、転圧状況(まき出し厚さ30cmごと)が分かるように各層毎に撮影してください。
- ⑥ その他の注意事項
 - ・各写真は照合記号及び説明事項を写真台帳に記入してください。
 - ・写真の大きさはL版サイズ以上としてください。
 - ・写真は鮮明なものとしてください。

4-7 許可を受けた工事における工事写真②

「表2～表4」の撮影箇所については、各確認項目が確認できる程度の写真を撮影し、擁壁等の構造物ごとに取りまとめて提出してください。「表2～表4」に記載のない部分についても、必要に応じて写真の提出を求める場合があります。そのため、写真の提出を求められた部分については、寸法・形状、位置等が分かる写真を提出してください。

表2 中間検査時の撮影箇所

| 撮影対象 | 確認項目(盛土規制法施行令の技術基準該当箇所) | 写真提出時期 |
|-------------|--------------------------------------|---------|
| 地下水の排水施設の状況 | 施行令第16条2項、第16条1項1号、第16条1項2号、第16条1項3号 | 中間検査申請時 |

表3 工事施行中の撮影箇所

| 撮影対象 | | 確認項目(盛土規制法施行令の技術基準該当箇所) | 定期報告提出対象 | 写真提出時期 |
|---|--------------------------------------|---|----------|---------------------|
| 宅 地 造 成 又 は 特 定 盛 土 等 | 地盤の状況 | 施行令第7条1項1号イ、第7条1項1号ロ、第7条1項1号ハ、第7条1項2号、第7条2項3号 | — | 完了検査申請時 |
| | 練積擁壁の厚さの状況 | 施行令第10条1項1号 | ○ | 定期報告対象 →定期報告時 |
| | 練積擁壁の控え長さ、背面の状況 | 施行令第10条1項2号 | ○ | |
| | 練積擁壁前面の根入れ深さの状況 | 施行令第10条1項4号 | ○ | |
| | 基礎の状況 | 施行令第11条 | ○ | |
| | 鉄筋の状況 | 施行令第11条 | ○ | 定期報告対象外 →完了検査申請時 |
| | 擁壁裏面の状況 | 施行令第12条 | ○ | |
| | 崖面崩壊防止施設の裏面の状況 | 施行令第14条1項2号イ、第14条1項2号ハ | ○ | |
| 中間検査対象以外の地下埋設管の状況 | 施行令第16条1項、第16条1項1号、第16条1項2号、第16条1項3号 | ○ | | |
| 土 石 の 堆 積 | 鋼板等の状況 | 施行令第19条1項1号 | — | 設置後 速やかに |
| | 鋼矢板等の状況 | 施行令第19条2項 | — | |

表4 工事完了時の撮影箇所

| 撮影対象 | 確認項目(政令の技術基準該当箇所) | 写真提出時期 |
|--------------------------------|---|---------|
| 地盤面の状況 | 施行令第7条1項1号 | 完了検査申請時 |
| 擁壁の状況 | 施行令第8条1項1号、第8条1項2号 | |
| 擁壁表面の水抜穴の状況 | 施行令第12条 | |
| 練積擁壁の勾配・高さの状況 | 施行令第10条1項1号 | |
| 練積擁壁の控え壁等の状況 | 施行令第10条1項3号 | |
| 崖面崩壊防止施設の状況 | 施行令第14条1項1号 | |
| 擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面以外の崖面の保護の状況 | 施行令第15条1項 | |
| その他の地表面の保護の状況 | 施行令第15条2項 | |
| 地表水の排水施設の状況 | 施行令第16条1項、第16条1項1号、第16条1項2号、第16条1項3号、第16条1項4号、第16条1項5号、第16条1項6号 | |

4-8 許可申請の中間検査・定期の報告・完了検査等手続き

中間検査

許可を受けた工事において政令で定める規模のものについては、**特定工程を含む場合**において、特定工程に係る工事を終えたときは、その都度特定工程に係る工事を終えた日から**4日以内**に検査を申請する必要があります。

定期の報告

許可を受けた工事において政令で定める規模のものについては、**3か月ごと**に、工事の実施状況等を報告する必要があります。

完了検査・完了確認、一部完了検査

許可を受けた工事について、工事が完了した日から**4日以内**に、検査又は確認を申請する必要があります。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、当該土地が独立して使用に供し得るものであり、かつ、土地の分割が災害防止上支障がないとみとめられるものについては、一部完了検査を受けることができます。

| 区分 | 対象 | 提出書類 |
|---------------------------|--|---|
| ①中間検査 ※宅地造成又は特定盛土等のみ | <ul style="list-style-type: none"> ・特定工程（暗渠排水管等）が含まれる工事 かつ 下記に該当する工事 ①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く） ⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの（①～④を除く） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間検査申請書 ・ 検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図 ・ 検査対象の写真【参照 表2 中間検査時の撮影箇所】 ・ その他知事（市長）が必要と認める書類 |
| ②定期の報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記①～⑤及び下記に該当する工事 ⑥最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期の報告書 ・ 報告の時点における盛土又は切土をしている（土石の堆積を行っている）土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・ 工事施行状況の写真等【参照 表3 工事施工中の撮影箇所】 ・ その他知事（市長）が必要と認める書類 |
| ③完了検査・完了確認 | 許可を受けた工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 完了検査申請書又は確認申請書 ・ 工事の完了時点における工事を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・ 工事施行状況の写真等【参照 表3・表4 工事完了時の撮影箇所】 |
| ④一部完了検査 ※宅地造成又は特定盛土等のみ | 土地が独立して使用に供し得るものであり、かつ、土地の分割が災害防止上支障がないと認められる工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部完了検査申請書 ・ 完了部分を明示した平面図 ・ 工事の完了時点における工事を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・ 工事施行状況の写真等【参照 表3・表4】 |

4-9 申請手数料（県の場合）

岡山県に提出される宅地造成及び特定盛土等規制法に関する許可等申請の手数料です。
岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市の手数料額については、各市へお問い合わせください。

① 許可申請手数料

| 盛土又は切土 土石の堆積 をする土地の面積 (㎡) | 手数料 (円) | |
|------------------------------|---------|---------|
| | 盛土又は切土 | 土石の堆積 |
| 500 以内のもの | 15,990 | 11,250 |
| 500 を超え 1,000 以内のもの | 27,220 | 13,620 |
| 1,000 を超え 2,000 以内のもの | 38,460 | 15,990 |
| 2,000 を超え 3,000 以内のもの | 56,800 | 19,530 |
| 3,000 を超え 5,000 以内のもの | 65,080 | 27,820 |
| 5,000 を超え 10,000 以内のもの | 88,740 | 31,360 |
| 10,000 を超え 20,000 以内のもの | 141,970 | 37,870 |
| 20,000 を超え 40,000 以内のもの | 218,860 | 52,070 |
| 40,000 を超え 70,000 以内のもの | 343,070 | 70,990 |
| 70,000 を超え 100,000 以内のもの | 485,030 | 106,480 |
| 100,000 を超えるもの | 626,980 | 130,140 |

② 変更許可申請手数料

変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。
最高限度額は、盛土又は切土の場合 626,980円。土石の堆積の場合 130,140円。
(注) 軽微な変更の届出や工事の計画の変更にあたらぬ申請書類の修正の手続きは手数料不要。

| 変更内容 | | 手数料 (円) |
|--------|--------------------------|---|
| 設計の変更 | 面積*…変更なし 直近の許可部分…変更あり | 直近の許可面積に対応する①の金額×1/10 |
| | 面積…減少のみ 直近の許可部分…変更あり | 直近の許可面積から減少分を差し引いた面積に対応する①の金額×1/10 |
| | 面積…増加のみ 直近の許可部分…変更なし | 直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額 |
| | 面積…増加のみ 直近の許可部分…変更あり | 直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額 +直近の許可面積に対応する①の金額×1/10 |
| | 面積…増減あり 直近の許可部分…変更あり | 直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額 +直近の許可面積から減少分を差し引いた面積に対応する①の金額×1/10 |
| その他の変更 | 設計者の変更 等 | 10,000 |

※ 面積…盛土又は切土（土石の堆積）をする土地の面積

③ 中間検査申請手数料

| 盛土又は切土をする土地の面積 (㎡) | 手数料 (円) |
|--------------------------|---------|
| 20,000 以内のもの | 12,890 |
| 20,000 を超え 40,000 以内のもの | 17,010 |
| 40,000 を超え 70,000 以内のもの | 25,240 |
| 70,000 を超え 100,000 以内のもの | 37,590 |
| 100,000 を超えるもの | 49,940 |

④ 宅地造成等に関する証明書交付手数料

1 件につき、750円

4-10 区域指定時 (R7.4.1) をまたぐ工事の取扱い

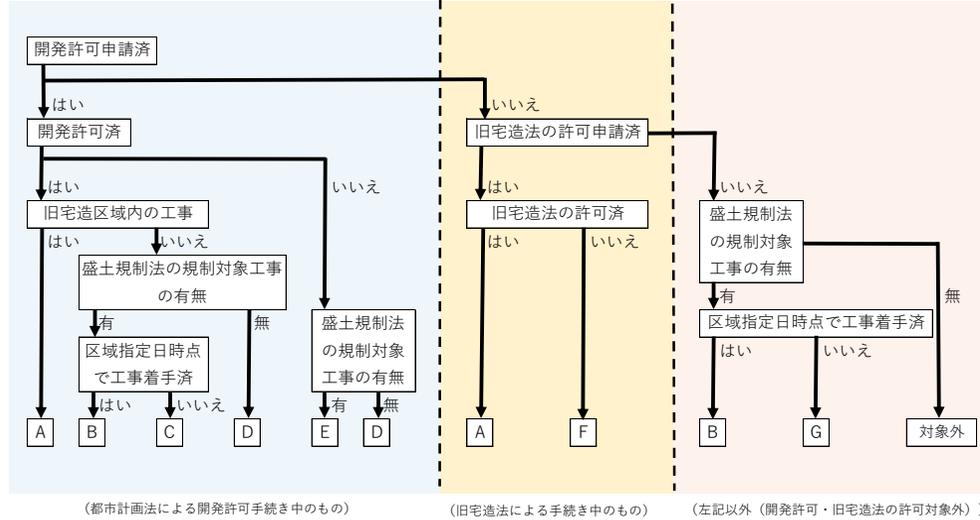
フローチャート

※区域指定日時時点の状況で判断

工事完了までの手続きが区域指定日前後にまたぐ工事が対象

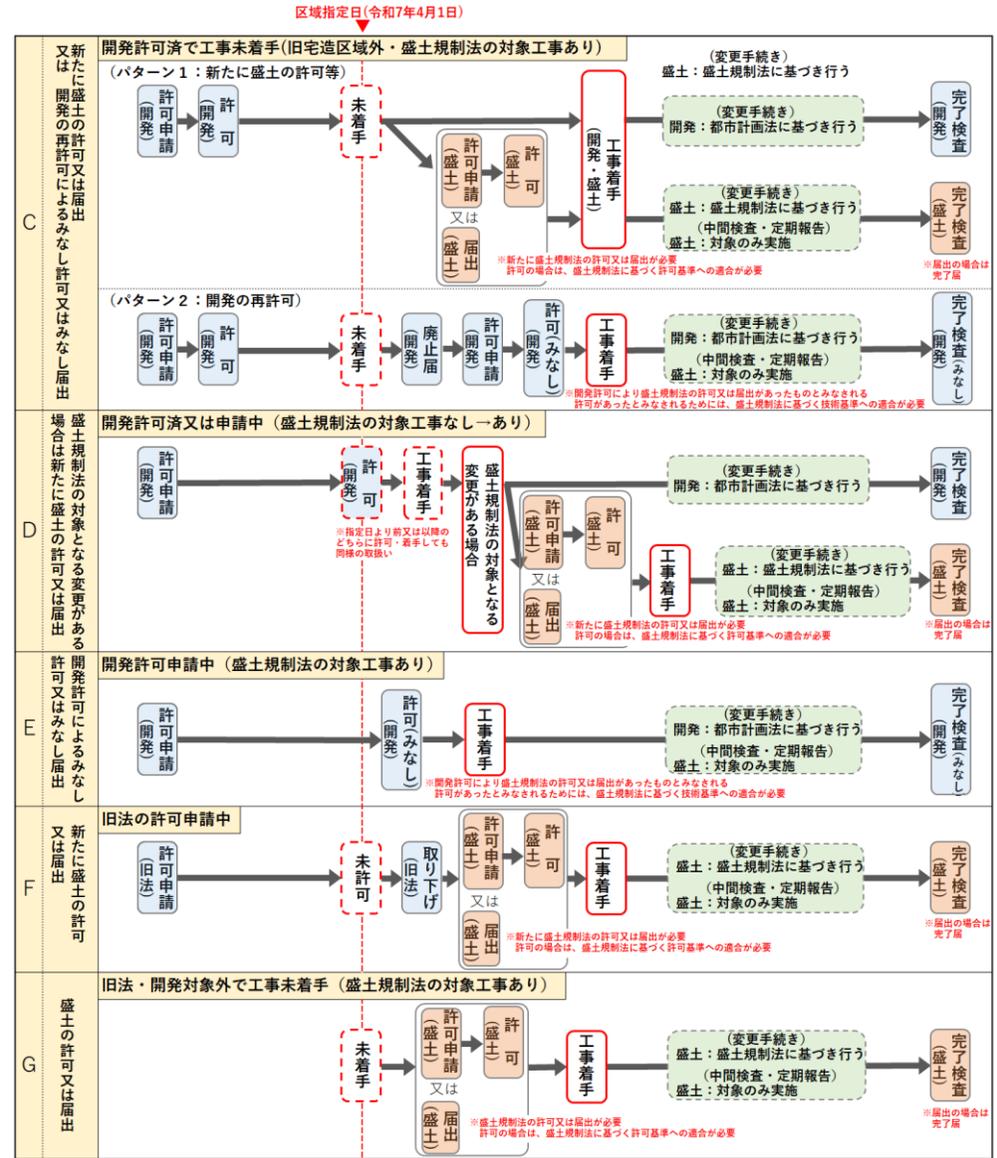
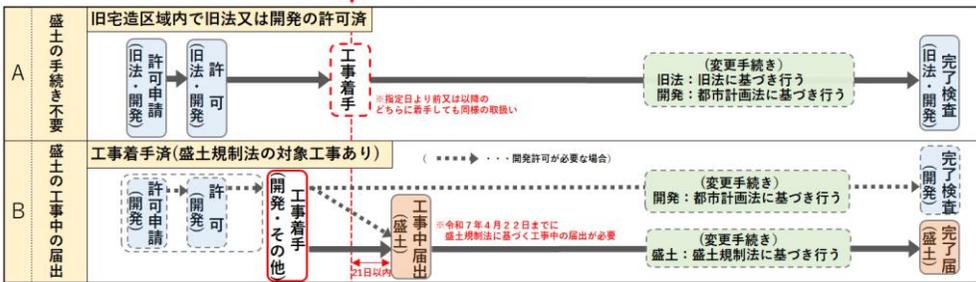
盛土規制法施行令第5条で定める災害の発生のおそれがないと認められる工事は対象外

旧宅造法：宅地造成等規制法 旧宅造区域：旧宅造法による宅地造成工事規制区域（津山市、玉野市、笠岡市、井原市、備前市、美作市、勝央町、美咲町の一部）



【規制区域指定日 (R7.4.1) 前後の取扱い】

区域指定日(令和7年4月1日)



※旧法：宅地造成等規制法 開発：都市計画法 盛土：宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)

旧法・開発関係の手続

盛土関係の手続

変更手続きや中間検査・定期報告の取扱い

4-11 区域指定時 (R7.4.1) における工事中の届出①

届出が必要な工事

届出提出期間：令和7年4月1日(火)～令和7年4月22日(火)

届出が必要な工事の規模に該当し、区域指定日時点で工事中のもの(届出を要しない工事を除く)
 ※未着手の場合は許可が必要



※届出後は、工事主の氏名や工事場所等の情報を公表

《届出が必要な工事の規模》

| 行為 | 要件 | イメージ図 |
|---------------------|-------|--|
| 土地の形質の変更 (盛土・切土) | 規模A | ①盛土で高さが1m超 2m超の崖を生ずるもの |
| | 規模B | ②切土で高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの |
| | 規模A | ③盛土と切土を同時に行い高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) |
| | 規模B | ④盛土で高さが2m超 5m超となるもの(①、③を除く) |
| | 規模B | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの(①～④を除く) |
| 土石の堆積 | 要件 | ⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超かつ面積が300㎡超 1,500㎡超となるもの |
| | イメージ図 | ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの |

《届出が不要な工事》

- ・旧宅地造成工事規制区域内で、新たな規制区域の指定前に都市計画法に基づく開発許可または宅地造成等規制法の許可を受けたもの
- ・盛土規制法施行令第5条で定める災害の発生のおそれがないと認められる工事
- ・盛土規制法施行令第2条で定める公共施設用地で行われる工事
- ・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為

届出書類

| | |
|-----|---|
| 規模A | ①届出書 ②写真 ③位置図 ④地形図 ※手続きを委任する場合は委任状も必要 |
| 規模B | ①届出書 ②写真 ③位置図 ④地形図 ⑤土地の平面図 ⑥断面図 ※手続きを委任する場合は委任状も必要 |

工事完了時提出書類

| | |
|---|---------------------------------------|
| ① | 届出書 |
| ② | 工事の完了時点における工事を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真 |

届出後に変更や廃止があった場合には、別途ご相談ください。

4-12 区域指定時（R7.4.1）における工事中の届出②

区域指定時の工事中の届出様式

宅地造成又は特定盛土等

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項
第40条第1項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

| | | | |
|------------------|---------------------------|--------|--|
| 1 工事施行者住所氏名 | | | |
| 2 (代表地点の緯度経度) | (緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒) | | |
| 3 工事をしている土地の面積 | 平方メートル | | |
| 4 盛土のタイプ | 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土 | | |
| 5 盛土又は切土の高さ | メートル | | |
| 6 盛土又は切土をする土地の面積 | 平方メートル | | |
| 7 盛土又は切土の土量 | 盛土 | 立法メートル | |
| | 切土 | 立法メートル | |
| 8 工事着手年月日 | 年 月 日 | | |
| 9 工事完了予定年月日 | 年 月 日 | | |
| 10 工事の進捗状況 | | | |

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

土石の堆積

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項
第40条第1項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

| | | | |
|-----------------|--------------------------|--|--|
| 1 工事施行者住所氏名 | | | |
| 2 (代表地点の緯度経度) | (緯度: 度 分 秒 経度: 度 分 秒) | | |
| 3 工事をしている土地の面積 | 平方メートル | | |
| 4 土石の堆積の最大堆積高さ | メートル | | |
| 5 土石の堆積を行う土地の面積 | 平方メートル | | |
| 6 土石の堆積の最大堆積土量 | 立方メートル | | |
| 7 工事着手年月日 | 年 月 日 | | |
| 8 工事完了予定年月日 | 年 月 日 | | |
| 9 工事の進捗状況 | | | |

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

4-13 その他の届出

擁壁、崖面崩壊防止施設、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等を除却する工事の届出

規制区域内において、次の工事を行う場合は、工事に着手する日の前日から起算して**14日前まで**に届け出る必要があります。なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

[届出が必要な工事]

- ①高さが2 m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- ②地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- ③地滑り抑止ぐい等の除却工事

届け出た後に工事の計画を変更しようとする場合は、工事の変更の届出を提出してください。

届け出た後に工事を中止等しようとする場合は、工事の廃止の届出を提出してください。

工事が完了したときは、工事の完了の届出を提出してください。

公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日の翌日から起算して**14日以内**に、届け出る必要があります。なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

| 区分 | 届出対象 | 提出書類 |
|---------|--|--|
| ①擁壁等の届出 | <ul style="list-style-type: none">・高さが2 m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事・地表水等を排除するための排水施設の除却工事・地滑り抑止ぐい等の除却工事 | <ul style="list-style-type: none">・届出書・委任状（手続きを委任する場合）・工事を行おうとする（転用する）土地及びその付近の状況を明らかにする写真 |
| ②転用の届出 | <ul style="list-style-type: none">・公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合 | <ul style="list-style-type: none">・位置図・地形図・土地の平面図・その他知事（市長）が必要と認める書類 |

4-14 建築確認申請への添付書類①

建築基準法による建築基準関係規定

盛土規制法の許可手続きに関する規定は、建築基準法の建築基準関係規定として位置付けられており、建築基準法に基づく建築確認申請に際して、その申請の計画が盛土規制法に適合していることを証する書面を添付する必要があります。（当初許可書(写)、変更許可書(写)等）

建築基準法施行令第9条（建築基準関係規定）

法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一～八略

九 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項

十～十六略

盛土規制法の許可等が不要の場合の取扱い

盛土規制法の許可等を必要とするものについては、許可証等の写しを添付することとなりますが、許可等が不要の場合は、必要に応じて盛土規制法施行規則第88条の規定により、盛土規制法に適合していることの証明を申請することができます。

ただし、県内の建築確認を行う特定行政庁又は指定確認検査機関においては、**建築確認申請に「手続きの要否の判定フロー」が添付されることにより、盛土規制法に適合していることを確認する予定**です。

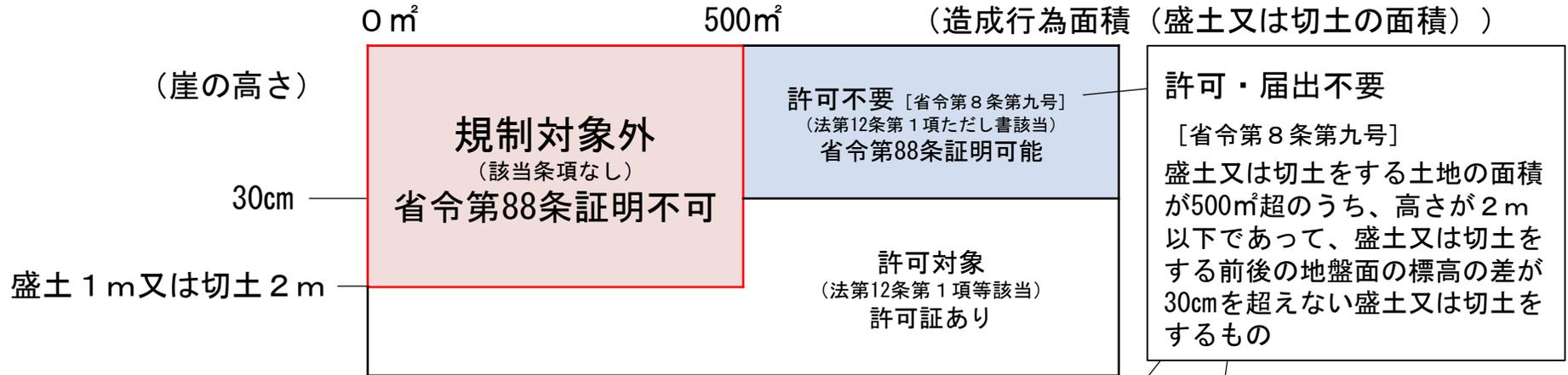
盛土規制法施行規則第88条（法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付）

建築基準法第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）若しくは第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定（同法第4条第1項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

4-15 建築確認申請への添付書類②

盛土規制法施行規則第88条による証明の対象

宅地造成等工事規制区域内で盛土又は切土がある場合



特定盛土等規制区域内で盛土又は切土がある場合

